

件 名	副知事の空席について
受付日	令和7年7月 18 日
ご意見・ご提案 の概要	地方自治法第 161 条では、「都道府県に副知事を、市町村に副市町村長を置く。ただし、条例で置かないことができる。」と規定されているが、副知事を置かないのであれば、法に定めるとおり、ただし書の規定による条例の制定が必要ではないか。
県の考え方	現在、副知事については、空席となっていますが、これは置かないということではなく、置くこととしつつ副知事にふさわしい人を選んでいる状況であり、一時的なものです。そのため、ご意見のありましたただし書の規定による条例の制定は考えておりません。
担当課	総務部 人事課